

別紙 1

子発 0528 第 1 号
令和 3 年 5 月 28 日

都道府県知事
各 殿
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) の支給について

標記について、新型コロナウイルスの影響による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を実施することとした。

今般、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給に当たり、別紙のとおり「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」を定め、給付金の支給を行うこととしたので通知する。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 支給要領

第1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならぬ低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、特別給付金を早期に支給する。

第2 支給対象者

1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）は、第3に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、（1）に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、（2）に規定する所得要件のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

なお、支給対象者のうち、（1）①又は②に該当し、かつ、（2）①に該当する者（（1）①に該当する者については、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）を「児童手当等受給・非課税者」といい、（1）③又は④に該当し、かつ、（2）①に該当する者（（1）③に該当する者については、同項に規定する公務員である者を除く。）を「新規児童手当等受給・非課税者」といい、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者を「その他の支給対象者」という。

（1）養育要件

以下のいずれかに該当すること。

① 児童手当受給者

令和3年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者

② 特別児童扶養手当受給者

令和3年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者

③ 新規児童手当受給者

令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者

④ 新規特別児童扶養手当受給者

令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

⑤ その他対象児童の養育者

上記（1）①から④までのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和3年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

（2）所得要件

以下のいずれかに該当すること。

① 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者

地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

② 令和3年1月以降の家計急変者

上記（2）①に該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和3年1月から令和4年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

2 1の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給・非課税者	令和3年4月1日以後に死亡し
--------------	----------------

	た場合
新規児童手当等受給・非課税者	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

- 3 1及び2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、本給付金を支給しない。
- (1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - (2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
 - (3) 法人

第3 対象児童

- 1 本給付金の対象児童は、平成15年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。
- 2 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）又は本給付金の支給額の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。
- 3 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。
- 4 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

第4 支給額

本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とする。

第5 実施主体

次の表の左欄に掲げる者への支給の実施主体は、同表の右欄に掲げる市町村とする。

児童手当等受給・非課税者	支給対象者の令和3年4月分の児童手当の受給資格を認定している市町村又は支給対象者の令和3年4月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う市町村
新規児童手当等受給・非課税者	支給対象者の令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定した市町村又は支給対象者の令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理した市町村
その他の支給対象者	支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村

第6 支給方法等

1 支給方法

児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者への支給は、(1)に規定する申請不要の支給の方法により実施し、その他の支給対象者への支給は、(2)に規定する申請による支給の方法により実施することを原則とする。

(1) 申請不要の支給（積極支給）

- ① 実施主体たる市町村は、支給対象者に対し、支給の申込みを行う。
- ② 支給対象者は、当該者が次の表の左欄に該当する場合に限り市町村に対して右欄の届出を行う。

ア 支給対象者が、児童手当又は特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座の解約等をしており、支給に支障が生じるおそれがある場合	給付金支給口座登録等の届出書（児童手当又は特別児童扶養手当の支給口座の変更があった場合は、給付金支給口座登録等の届出があったものとみなす。）
イ 支給対象者が、支給を希望しない場合	給付金受給拒否の届出書

- ③ ②イに掲げる届出があった場合、当該届出を行った支給対象者への支給は行わない。
- ④ 本給付金は、支給対象者の児童手当又は特別児童扶養手当の支給口座と同じ口座（②アに掲げる届出があった場合は、当該届出書による口

座)への振込みにより支給する。ただし、口座への振込みによる支給が困難である場合には、窓口における現金の交付等により支給する。

なお、窓口において申請受付を行う場合には、感染拡大防止対策及びプライバシーへの配慮の徹底を図ることとする。

- ⑤ 市町村は、児童の出生等により、本給付金又はひとり親世帯給付金の支給を既に受けている者において支給されるべき支給額の増額が判明した場合、追加支給を行う。

(2) 申請による支給

- ① 申請による支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請時点で居住する住所地の市町村に対して支給の申請を行う。
- ② 申請者から、支給の申請を受けた市町村は、審査の上、支給を決定し、当該者に対して支給する。
- ③ 市町村は、②の審査を行うに当たって、必要に応じて、戸籍謄本、家計の状況に関する書類その他の書類を提出させること等により、当該申請者が支給要件に該当するか確認を行う。
- ④ ①の申請は、郵送又は窓口における受付等にて行い、支給する市町村は、当該申請者が指定した口座への振込み又は窓口における現金の交付等により、支給する。なお、窓口における現金の交付等による支給は、原則として、口座への振込みによる支給が困難である場合に限り行う。
- ⑤ 支給に当たっては、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示されること等により、当該申請者の本人確認を行う。
- ⑥ 市町村は、児童の出生等により、本給付金又はひとり親世帯給付金の支給を既に受けている者において支給されるべき支給額の増額が生じた場合、申請を受けて、追加支給を行う。

2 申請期限

- (1) 市町村は、その規模、実情等に応じて、本給付金の申請期限を定めるものとする。当該申請期限は、令和4年2月28日（令和4年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和4年3月15日）とすることを標準とする。
- (2) 本給付金の支給の決定は、令和4年3月31日までに終了させるものとする。

3 その他

- (1) 本給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、行政機関の長等は、本給付金の支給を実施しようとするとき、本給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができ、当該情

報の管理に関する事務のために必要があると認めるときは、他の行政機関の長等に対して、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- (2) 児童手当等受給・非課税者への支給については、令和3年度分の市町村民税均等割の課税状況が判明し次第、速やかな支給を実施することとする。